

○ 検視官の運用及び死体取扱要領の全部改正について（通達）

〔 令和3年3月1日付け捜一甲達第24号
石川県警察本部長から部課署長あて 〕

- 対号1 平成25年3月15日付け捜一甲達第190号「検視官の運用及び死体取扱要領の制定について（通達）」
- 対号2 平成27年2月20日付け捜一乙達第5号「検視官の運用及び死体取扱要領の一部改正について（通達）」

死体取扱等については、適正な死体取扱業務を推進するため、「刑事訴訟法」（昭和23年法律第131号）、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」（平成24年法律第34号）、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行令」（平成25年政令第49号）、「国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則」（平成25年国家公安委員会規則第3号）、「検視規則」（昭和33年国家公安委員会規則第3号）、「死体取扱規則」（平成25年国家公安委員会規則第4号）によるほか、「検視官の運用及び死体取扱要領の制定について（通達）」（平成25年3月15日付け捜一甲達第190号）等により運用しているものであるが、この度、石川県警察検視管理システムの運用開始に伴い、「検視官の運用及び死体取扱要領」について所要の改正を行い、令和3年4月1日から施行することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は本通達の施行をもって廃止する。